

口吉川地区 市政懇談会資料

令和2年9月16日

市政懇談会出席者一覧（口吉川地区）

役 職	氏 名
市 長	<small>なか た かず ひこ</small> 仲 田 一 彦
副 市 長	<small>おお にし ひろ し</small> 大 西 浩 志
副 市 長	<small>ごう だ ひとし</small> 合 田 仁
教 育 長	<small>にし もと のり ひこ</small> 西 本 則 彦
総合政策部長	<small>やま もと よし ふみ</small> 山 本 佳 史
市民生活部長	<small>やす ふく しょう じ</small> 安 福 昇 治
産業振興部長	<small>よ くら ひで あき</small> 與 倉 秀 顕
都市整備部長	<small>ます だ ひで なり</small> 増 田 秀 成
教育総務部長	<small>いし だ ひで ゆき</small> 石 田 英 之

地区からの意見・提言

口吉川地区

	意見・提言の内容	回答者
1	防災に関する河川整備について (令和元年里脇自治会の回答分の進捗状況等について)	都市整備部長
2-1	過疎化対策	市民生活部長
2-4	小売店の減少について	
2-2	口吉川について	総合政策部長
2-3	過疎対策としての施設の設置	総合政策部長
3	新型コロナウイルスに対する自治会への通知	市民生活部長
4	環境対策について(令和元年の継続確認)	市民生活部長
5	市からの回覧物の発出時期及び用紙サイズについて	市民生活部長
6	通学路の安全確保(危険箇所の改善)	都市整備部長
7	テレビ組合の件について	総合政策部長

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	口吉川地区	
意見・提言	1	防災に関する河川整備について(令和元年度里脇自治会の回答分の進捗状況等について) (殿畑)
<p>(内容)</p> <p>① 河川監視カメラについて 口吉川地区に河川監視カメラが無い現状に鑑み、昨年河川管理者からカメラ設置を見直したいと市は聞いておられたようだが、昨年の要望について県加東土木事務所とどのような調整がなされたか。</p> <p>② 優先順位の高い場所から整備に取り組むとのことで、渡瀬にて河川整備がなされたが、今後の美囊川水系の整備計画はどうなっているか。</p>		
回 答	(担当課) 都市整備部 プロジェクト推進課 道路河川課	
<p>① 昨年度の市政懇談会の後、加東土木事務所へ美囊川上流域における河川監視カメラの設置を要望しました。 加東土木事務所では、本年度に管内の県管理河川に河川監視カメラの設置を検討していますが、設置箇所は機器設置の条件が整っている既存の水位計設置箇所(山の上、桃津、御坂)が優先されるため、口吉川地区への設置は現状予定されていないとのことです。</p> <p>② 美囊川を管理する県に問い合わせたところ、下記の回答を得ました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川法に基づく河川整備計画では、城山橋から志染川合流点の2.5kmの区間で計画的に整備を進めることとしており、継続して跡部・久留美・府内地区の、土砂掘削及び築堤の整備を進めているところです。 		

- 志染川合流点より上流については、整備計画はないものの、突発的な豪雨が毎年のように発生する中、兵庫県では平成 28 年度から河川中上流部治水対策 5 箇年計画にて対策をしており、昨年度は渡瀬でパラペット（河川断面を嵩上げするコンクリート壁）を設置したものです。
- 本年度は口吉川町で 2 箇所（槇橋、前川原大橋）と細川町で 3 箇所（高篠橋、桃津橋、藪呂橋）、河川の断面を確保するため、竹伐採等を予定しています。
- 実施内容や場所などの詳細については未定ですが、令和 3 年度以降についても、中上流部の治水対策を継続する方向で検討中です。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	口吉川地区	
意見・提言	2-1	過疎化対策（里脇）
（内容） 大型スーパー・小売店の誘致		
意見・提言	2-4	小売店の減少について（東中）
（内容） 小売店の減少に伴い、地域の住民が不便している。		
回答	（担当課）市民生活部 市民協働課 産業振興部 商工振興課	
<p>食料品店等小売店の閉鎖は、全国的にも後継者不足や利益が低い事が原因だと報じられており、市内の小売店についても、同じ状況であります。小売店の存続のために、「三木市地域商店活性化補助金交付要綱」を定めて、小売店の運営のために補助金の交付制度を創設していますが、小売店減少を阻むことは困難な状況であります。また、現状での大型スーパー・小売店の出店は、具体的な地域の商業圏域の世帯数から考えると、非常に難しいと思われまます。</p> <p>買い物の不便や地域の活性化は、大きな地域課題と認識していますが、地域の課題を行政だけで全てを解決することは困難ですので、地域と行政が一体となって取り組む必要があるかと考えまます。その中で、地域の区長協議会や市民協議会にも、地域の特性に応じた主体的な取組を検討していただきたいと考えまます。</p> <p>昨年の市政懇談会では、民間事業者による買い物のための車両の貸出しの活用を提案し、区長協議会でも買い物対策について議論をお願いしたところです。</p> <p>口吉川ふれあいまちづくり協議会においては、既に地域が主体となって取組をされており、ふれあいバスと路線バスを乗り継ぎ、大型商業施設に出かける買い物バスツアー体験会を実施されています。また、志染地区の例ではありますが、民間事業者で実施している無料買い物送迎事業と連携し、課題解決を行おうとしています。</p> <p>市ではこの課題解決の取組が持続可能なものとなるよう、公民館に配置しています地域まちづくり担当職員及び本庁の関係課と地域が一緒になって、課題の解決に向けた先進事例の研究や検討を行って参りたいと考えています。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	口吉川地区	
意見・提言	2-2	口吉川について（大島）
<p>（内容）</p> <p>地域の要望は地域の中で検討、研究して、市にあげるようにとのことだが、口吉川としてお聞きしたいのは、三木市としては、口吉川をどのように考えておられるのか、又どの様な今後を思っておられるのか、お聞きしたいと思います。</p>		
回答	（担当課）総合政策部 企画政策課	
<p>今後20年、30年先の未来を見据え、今後の10年間の市のめざす将来像や目標を明らかにした三木市総合計画が、今年4月からスタートしています。</p> <p>総合計画では、市内にある10の地域それぞれが、魅力的な地域づくりに取り組むことができるよう、市民と行政とがそれぞれの地域のニーズを共有し、行政は、地域の主体的な取組を支援するため、地域づくりに不可欠な様々な情報提供を行うとともに、人的、財政的な側面支援を行うこととしています。</p> <p>このような地域の思いを形にするプロジェクトを実現するため、まずは、口吉川のまちづくりに対する口吉川地域住民共通の思いを整理していただき、それを具体化し実現していくために、地域はどういった役割を担うことができるのか、また、行政にはどういった支援を求めるのかの整理を行っていただくよう、これまでからご依頼してきたところです。</p> <p>行政としては、これまで2回の市政懇談会により、口吉川の皆さまが抱えておられる地域課題は、少子高齢化による地域が衰退していくことへの不安、農業に対する担い手（後継者）不足、地域商店の廃業が相次ぎ、高齢者の日常の買い物への不安などがあるということがわかっています。</p> <p>これら口吉川地域の課題に対して、口吉川の皆さまが、人口が減っていくとしても、特産山田錦の担い手を中心として、これまで同様、子どもから高齢者までが恵まれた自然に包まれ、心豊かに生活できる環境を望まれているのか、あるいは、増加していく空き家を利用するなどにより、移住者や起業家、場合によっては外国人就労者なども積極的に受け入れ、地域が活性化するような</p>		

まちづくりを望まれるのか。

また、買い物難民対策として、例えば、公民館や公共施設の一部などを利用し、直売所のような施設を市と協働で整備し、そこで農産物をはじめ、日常の買い物などができるような交流の場を造りたいと考えられた場合、その施設の運営はどのようにおこなっていくのか。年間を通じて、継続して商品を供出するためにはどのようにすればよいのか。

こういった諸問題や地域の思いを考慮せずに、行政単独で事業を進めるわけにはいきません。地域づくりとは、地域の皆さまが主体となり、継続することで初めて実を結ぶものと考えています。

口吉川ふれあいまちづくり協議会では、役員が2年で交代する現状を改善するため、ある程度役員を固定化、継続化し、継続して地域課題に取り組めるような体制づくりが進められていると聞いています。

しかし、役員が固定化したとしても、これら地域づくりを行っていただく役員の方々は大変です。そういった地域づくりを先導し、まとめ役となってくれる人材を外部から派遣してくれる兵庫県地域おこし協力隊事業や、地域の拠点整備や初期の体制づくりを支援する地域再生大作戦のような事業を活用することなども考えられます。

また、公民館には地域まちづくり担当職員が2名いますので、市の身近な相談窓口として地域づくりに巻き込んでいただき、口吉川の将来は、口吉川地域の皆さんが主体となって考え、皆さまが望む口吉川の未来の姿を、行政とともに具体化し、作り上げていきたいと思います。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	口吉川地区	
意見・提言	2-3	過疎対策としての施設の設置（保木）
<p>(内容)</p> <p>道の駅みきやよかたんのような地元の生産物を販売する施設を作っていたきたい。人が集まるような施設がないと産業が興っていかない。市街地への一極集中ではなく、各地区の特性を生かした場所をぜひ作っていたきたい。</p>		
回答	<p>(担当課) 総合政策部 企画政策課 産業振興部 観光振興課・農業振興課</p>	
<p>口吉川地区は、自然豊かでは場整備も完了し、生産基盤の整った農村地域ですが、生産者の高齢化と定年延長等を要因とする農業後継者の減少は、他の地域と同様に課題となっています。このことに対しては、今後も集落営農組織・認定農業者等の担い手への支援、認定新規就農者の確保育成を引き続き推進して参ります。</p> <p>地元の生産物を販売する施設を作ることについて、「山田錦の館」や「よかたん」があることで、吉川地域の活性化につながっていると考えられますが、これは、吉川地域の方々が、地域のために施設運営や農業に取り組まれているからこそ活気づいているものであり、施設を整備するだけで必ず地域の活性化につながるというものではありません。</p> <p>令和元年度の調査では、口吉川地区から「三木みらい館」へ農産物等を出荷されている生産者は17名（全体の出荷者150人）いらっしゃいますが、新たな直売所を設立し、継続的かつ年間を通して安定経営を実現するために必要な農産物の量を確保できる生産者数ではないと考えます。</p> <p>また、吉川町のようしょう会もテント販売からスタートしたと聞いており、市としても地域が希望されるなら、テント販売の場所として口吉川町公民館の駐車場の一部を貸すことも検討したいと考えます。</p> <p>これに向けて、出荷を考えておられる生産者の方々に集まっていたたい、どのような生産物をどの時期に集荷できるか、また、販売形態をどのようにしていくか等をお聞かせ願いたいと思います。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	口吉川地区	
意見・提言	3	新型コロナウイルスに対する自治会への通知（殿畑）
<p>(内容)</p> <p>令和2年6月26日付市民生活部市民協働課長通知について 緊急事態宣言が解除されたが、「三木市が主催する会議・イベント等の開催について」を参考に自治会活動の推進をとのことだが、各自治会の集会所では飛沫感染の防止のための人数制限をすると、殿畑の場合大会議室では23名程度であり全体集会は事実上できません。また、基本的な考え方の中でのテレビ会議など不可能です。</p> <p>自治会レベルに立った具体的な施策について通知されるべきではないでしょうか。各自治会は混迷しています。主催者の判断でとか、感染防止対策を徹底してなど。各区長で判断は無理です。</p> <p>また、クリーン作戦の通知では、2メートル以上の距離をあけ手袋やマスクを着用して・・・では手袋やマスクは自治会で準備するんですか、参加者が準備するんですか？品薄で個々の入手できないのに。</p> <p>会議もしかり、利用者が使用する備品等の消毒や消毒液の設置など限られたスペースでの会議は無理があります。市として、消毒液や手袋・マスクを配布いただけるのなら履行できますが。</p> <p>また、各部統一した対応策の通知も必要ではないでしょうか？</p> <p>三同教の活動計画では、10月までの活動が中止になっているのに、地推協活動（住民学習）は例年通りの計画となっています。市や県レベルの研修が中止なのに地域レベルはやりなさい・・・地域レベルでは市や県のような感染対策を行うことは事実上無理があり、行政として統一した自治会目線での具体策や通知、諸行事の計画を考えなければならないのではないのでしょうか。</p>		

回 答

(担当課) 市民生活部 市民協働課
総合政策部 危機管理課

緊急事態宣言は5月21日に解除されていますが、引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大予防に努めることが求められています。これからは、感染拡大予防と社会経済活動の両立を目指して、兵庫の新たな生活様式「ひょうごスタイル」の定着を図ることについて兵庫県から示されており、地域の活動につきましても、感染拡大予防との両立に努めていただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大の懸念がある中ではありますが、地域の環境維持や活性化の歩みを止めないために、一定の活動は必要になるかと思えます。地域の活動の内容や地区ごとに事情が違っており、具体的かつ一律的に感染防止対策を示すことは困難ですので、活動の際の判断材料として「三木市が主催する会議・研修等の開催について」を送付しているところです。これは、国及び兵庫県が示す方針に基づき市が作成したものです。

自治会の集会所では人と人との距離の確保が困難な場合は、市立公民館での開催や会議を書面で開催することも考えられますので、ご不明ご不安な点があれば市にご相談ください。相談先につきましては、クリーン作戦や住民学習会など全市的に取り組んでいる活動は市の関係課、その他の地域の活動につきましては、地域まちづくり担当を配置しています市立公民館までお願いいたします。

なお、自治会が主催する会議やイベントにおいて使用する消毒液や手袋・マスクにつきましては、自治会において準備いただくようお願いいたします。

自治会役員の方々には、感染拡大予防と自治会活動の両立は、大変苦勞が多いことと存じますが、一丸となって感染拡大を抑え込めるようご協力をお願いいたします。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	口吉川地区	
意見・提言	4	環境対策について（令和元年の継続確認） （殿畑）
<p>（内容）</p> <p>三木バイオテック(株)の堆肥製造施設からの悪臭については、従前より市の生活環境課のご指導により、改善がはかられております。</p> <p>口吉川地区区長協議会としても2か月に一度施設の臭いの取り組みについて同社から聴取し、日々監視の目を継続しておりますが、今なお不快な臭いが当地区を覆う日が有ることから、地域住民が住んで良かった住みたいと思える悪臭の発生が無い生活環境確保のため、今後とも市当局の同社への強力なご指導をお願いいたします。</p>		
回 答	（担当課）市民生活部 生活環境課	
<p>昨年度の口吉川地区市政懇談会以降も悪臭の問題が、完全解決に至っていないことから、事業者に対し、脱臭装置の強化や運用面の改善を継続して指導してまいりました。</p> <p>事業者からは、令和2年3月の口吉川地区区長協議会定例会において、オゾン脱臭装置設備を設置することが提案され、稼働前に区長協議会及び市に対し、現地説明会を実施することを報告しました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大により、当初予定より遅れましたが、令和2年8月1日に区長及び市が試験運転の現地説明会に参加をしました。</p> <p>事業者からは、効果を検証した上で、更なるオゾン脱臭装置設備の増設の提案を受けました。</p> <p>市としましては、今後も立入調査を実施するなど、臭気の周辺地域への流出防止が確実に図られるよう、兵庫県と連携して指導、監視して参ります。</p> <p>あわせて、口吉川地区区長協議会とも、常に連携させていただきたいと考えておりますので、ご協力賜りますようお願いいたします。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	口吉川地区	
意見・提言	5	市からの回覧物等の発出時期及び用紙サイズについて（殿畑）
<p>(内容)</p> <p>市からの各種情報については、月2回、回覧や全戸配布物として各自治会に配布されています。基本的には、月初めに対応をお願いしたいと思います。月半ばの回覧物等については、緊急を要するような事項のみとして欲しい。</p> <p>例：7月16日分の回覧物 こらぼ一よ第53号 2020・夏 市史編さんだより 第8号 子どもいじめ防止センターだより</p> <p>※これらの内容を見ると、月初め回覧で支障ないと思います。</p> <p>また、様式についてはA4サイズで統一をお願いしたい。 B5・B4・A3サイズは回覧しにくい。A3サイズは二つ折りでA4対応してください。回覧する時、A3サイズのを谷折りにしてA4サイズとして回覧版に挟んでいますが、少しでも手間を省き、統一いただければ助かります。特にB4サイズは厳禁でお願いします。各家庭のポストに入れにくいいため。</p>		
回答	(担当課) 市民生活部 市民協働課	
<p>市からの回覧物等につきましては、今年から自治会役員の負担軽減のため、見直しを開始しています。全庁的な見直しによる配布物の削減及び原則として全戸配布は行わないこととしています。</p> <p>月半ばの回覧物等につきましては、緊急を要するものや区長への連絡に限定するなどの検討をしております。</p> <p>回覧物等のサイズにつきましては、市からの回覧物は原則A4としておりますが、地域活動団体からの配布物など、市を介さずに依頼される回覧物については把握できておりません。市としては、回覧物のサイズをA4で統一するよう徹底し、自治会役員の負担軽減に引き続き取り組みます。区長協議会におかれましては、市からの回覧物ではない他団体から直接の回覧依頼があった際は、回覧物のサイズなどについてよくご協議いただきますようお願いいたします。</p> <p>市からの回覧物は、市民生活に必要な情報を発信しているものであるため、今後ともご協力をお願いいたします。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	口吉川地区	
意見・提言	6	通学路の安全確保（危険箇所の改善） （久次）
<p>（内容）</p> <p>① 町内の道路で、横断歩道の白線が消えかかっている箇所が多々あるので、対処していただきたい。</p> <p>② 歩道はあるが、狭いためか、ガードレールがない箇所がある。検討していただきたい。</p> <p>③ 前からの要望事項であるが、南畑の橋を渡ったすぐのカーブ・次のカーブと通学時非常に危険を感じているとのことです。 昨年の回答にもありました様に（県へ）要望していただいていると思いますが、進展の具合はどうでしょうか。</p> <p>④ 道路沿いの草刈りは毎年実施して頂いていますが、中学生・高校生の自転車通学等で、草が繁茂して危険を感じる様な所は、口吉川地区内・地区外に限らず、部分的にでも複数回の草刈りをお願いできたらと思います。</p>		
回 答	（担当課）都市整備部 道路河川課	
<p>①</p> <p>細川・口吉川地区の県道加古川三田線の横断歩道の白線の状況を確認したところ、消えかかっている箇所があることから、管理者となる三木警察に対応のお願いをいたしました。三木警察からは、「線の薄くなっている横断歩道等については、本部に報告し予算確保に努めている。本年度についても報告をしたところである。今すぐの対応は困難であるが、出来る限り早い対応に努めたい。」旨の回答をいただいています。</p> <p>市道・県道にかかわらず、道路の管理が行き届いていない箇所（舗装が陥没しているなど）があれば、市の道路河川課までご連絡をお願いいたします。</p> <p>また、横断歩道の白線が消えかかっている箇所について、地域</p>		

からも警察に要望いただければと思います。

②

ご提言の具体的な場所については、県道加古川三田線の楮原と東中付近の竹が繁茂している箇所と伺いました。

現場確認するとともに、道路管理者である加東土木事務所にガードレールなど交通安全施設の設置について相談（要望）したところ、加東土木事務所からは、「現場確認をしたところ、当該箇所は、歩道幅員1.5m、路肩幅0.5m、車道幅員2.75mで、主要県道としては狭い幅員構成となっており、また、カーブの内側が歩道となっている。歩行者・自転車・自動車の通行の状況を考慮した場合、あるいは歩道がカーブの内側になっている状況などから、当該箇所でガードレールなどの設置は考えていない。

加古川三田線については、桃坂や殿畑地区などで交通安全施設整備事業として歩道設置を実施してきたところであるが、当該路線については歩道の未整備区間が他にもあることから、優先的に歩道整備が必要な箇所について検討していきたい。」旨の回答をいただいています。

今後は、当該箇所の歩道整備などの安全対策について加東土木事務所をお願いしていくこととしますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

③

加東土木事務所に要望していますが、事業化に向けた進展はありません。

事業化には、先ず、県の整備計画（5年ごとに見直しされる加東土木事務所の河川や道路などの整備計画）に位置付けすることが必要であること、また、事業化した場合においても地域の方による道路拡幅のための用地協力が必要となることなどから、早期の整備は困難であると考えます。

道路河川課において繰り返し現地踏査を行い、早期の問題解決を図るための代案として、当該区間の通学路を見直し、県道でなく南畑地区内の農道を通学路とすることなども検討いたしました。この案については『部分的な問題の解消にしかならないこと』、

『通学路の延長が長くなること』、『県道横断の見守りが必要となること』などの課題がありますが、地域の協力により課題が解消できるなら、実現に向けてご相談させていただきたいと考えます。

当要望については、引き続き市から加東土木事務所へ要望してまいります。地域でお考えの代替案等があれば道路河川課へご連絡ください。教育施設課等関係課とともに検討していきたいと思っております。

④

県道の草刈りについては、基本的に年1回とされていますが、通学路などについては、加東土木事務所に要望し柔軟な対応をしていただいております。

今年度については、細川地区の県道加古川三田線などについて、すでに（7月）1度目の草刈りをしていただいているところです。

この度のご意見・ご提言を受け、市で現場確認し別添箇所については、すでに県に草刈りの要望をいたしました。

今後も、通学などで通行が困難・危険になっている箇所がありましたら、県に要望してまいりますので、よろしく願いいたします。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	口吉川地区	
意見・提言	7	テレビ組合の件について（久次）
<p>（内容）</p> <p>テレビの難視聴地域対策として設立されたテレビ組合ですけれども、すでに30年近く経過し、老朽化に伴い故障、又、不具合が多々あり、又、自然災害を含めテレビ組合の維持に大変苦慮しております。又、修理交換部品等についても形式が古いため、生産の打ち切りの部品もあり調達できないため、代替えの方法で修理しようとするとならざるを得ない場合が多々あります。</p> <p>又、施設を更新しようにも莫大な費用がかかるとの事で今の組合ではとても無理でございます。</p> <p>今は何とか維持補修をしながら1年でも長く今の状態を保持していきたいわけですが、それでも立ちいかなかった場合、撤去費用もかなり高額になるものと思われまます。</p> <p>今後、維持していくための補助、又、もし維持できなくなった場合の撤去費用の助成など、何とか考えてもらえないでしょうか。</p>		
回答	（担当課）総合政策部 企画政策課	
<p>同様の相談は他地区のテレビ組合でも出ている事案であり、難視聴対策における重要な課題だと考えておりますが、解決のためには何らかの費用が発生することになり難しい問題です。</p> <p>現在ではインターネット回線を利用したテレビ配信などもあり、共聴施設存続以外にも選択肢はある状況でございます。</p> <p>共聴組合では多数の会員の方がいらっしゃる、多くの意見があると思っておりますので、現在の施設の維持や更新、また民間光回線事業者への移行等の今後の方針について、共聴組合でご検討いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、同様の問題は全国的にも発生しており、総務省においても何らかの検討はされているようです。今後、関係する案内があれば速やかにご連絡させていただきますとともに、今後、関係する県や国などの機関に要望を行うためにも、共聴組合としての方針を取りまとめさせていただきますようお願い申し上げます。</p>		

<メ モ>

A series of horizontal dotted lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.